

令和 7 年第 2 回 神崎町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 6 月 6 日 (金曜日) 午後 1 時 30 分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 継続費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 神崎町教育の日を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 5 号 神崎町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 10 請願第 2 号 「国における 2026 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 発議案第 1 号 神崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 追加日程第 3 発議案第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 追加日程第 4 発議案第 3 号 国における 2026 年度教育予算拡充に関する意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	池田	孝幸	君	2 番	鈴木	司	君
3 番	椿	浩一	君	4 番	大原	秀雄	君
5 番	高柳	智	君	6 番	荒井	葉一	君
7 番	鈴木	節子	君	8 番	石橋	伸一	君
9 番	高橋	正剛	君	10 番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君									
教	育	長	小川	泰求	君		総	務	課	長	浅野	憲治	君
総務課企画財政担当課長			池上	至人	君		町	民	課	長	大野	和義	君
まちづくり課長			石橋	正彦	君		まちづくり課主幹				椿	一星	君
保健福祉課長			澤田	達也	君		教	育	課	長	堀越	浩	君
会 計 管 理 者			瀧川美恵子	君									

職務により出席した者

事	務	局	長	本宮	賢	君	書		記	古里	卓実	君
---	---	---	---	----	---	---	---	--	---	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） 皆さん、ご苦労様です。昨日に引き続き会議を再開いたします。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午後 1 時30分）

○議長（高柳 智君） お諮りします。休会中に町長より、議案第 6 号 工事請負契約の締結について、また、高橋正剛議員ほか 3 名から、発議案第 1 号 神崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてが提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 とし、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 工事請負契約の締結について、発議案第 1 号 神崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として議題といたします。

日程及び議案、発議案を配付させます。

（追加日程および議案等の配付）

○議長（高柳 智君） 配付漏れはございませんか。

◎日程第 1 一般質問

○議長（高柳 智君） 日程第 1 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 10番 寶 田 久 元 君 ◇

○議長（高柳 智君） 10番 寶田久元議員の質問を許します。

○10番（寶田 久元君） ただ今、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

す。

また一つの昭和が消えました。去る6月3日早朝、国民的英雄、ミスタープロ野球の長嶋茂雄さんが亡くなり、日本列島は悲しみ包まれております。ご冥福を祈ります。

話は変わりますが、今年1月、アメリカ大統領に返り咲いたトランプ氏が就任早々、対米貿易赤字の解消に世界各国に関税を引き上げると宣言しました。いわゆるトランプ関税に世界中が震撼し、その対応に追われています。日本も赤澤経済再生大臣をアメリカに何度も派遣し、協議に入っています。そんな中、国内では米不足で政府が持っている備蓄米の100万トンの放出が始まりました。そんな折に、前江藤農林水産大臣は「私は支持者からいっぱいお米をもらっているのですから売るほどある」と発言し、辞任に追い込まれました。替わって小泉進次郎さんが農林水産大臣に指名され、着任早々、備蓄米を全部国民に安く渡すと言って、古古古米を大臣就任10日目にして実現し、国民は5キログラム2,000円の米を長蛇の列で手にして喜んでいます。

そこで質問ですが、今、米が高く、また手に入らない人が多くいます。全国の幾つかの市町村ではお米券を配布しております。町民・市民には大変受けています。本町もこうした状況なので、町民サービスの一環として行ったらどうですか。

あとは自席で質問します。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

お米券についてというようなことで、千葉県内では令和4年度に館山市がコロナ禍で行ったということで、1人当たり440円のお米券というようなことであったわけですが、神崎町で鑑みたところだと、神崎町は主力産業が農業というようなところもあります。水稻農家も大分減ってはまいりましたが、土地持ちの非農家の方もおいでです。ですので、他地域に比べてお米が手に入りやすい家庭というのも多い状況でございますので、地方創生臨時交付金については現在別の事業での活用を検討している状況でもありますから、現状では考えていないような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 簡単に考えていないと言っていますが、まず、米の高い値段で、神崎では手に入らないというのはそんなにはないとは思いますが、5キログラムで4,000円台になっている。今まで地方創生臨時交付金としていろんなもので商品券や何かを町民に配布しました。ですから、ここでお米券というのを、いろんなやり

方もあります。全国でも10個はないけども5市町村くらいはやっております。それで、例えば全世帯に5,000円配ったとしても2,200世帯だから1,500万円まではかからないとは思いますが。そういうのだとか、あとは、今までコロナだとかいろんなことで子育て世代だとか高齢者、低所得者にはいろんな感じで配布していました。米が端境期で8月末までは新米が出てこない。その間にお米券を配って、それを町民の皆さんがスーパーなどに行ってお米に換えるというわけなんですよ。

今、簡単にちらっと「考えておりません」と言っていますが、昨日も高橋さんが中小の商工企業に応援券というのを配布したらどうだ、地方創生臨時交付金はどういうのはないのかということをご提案しました。そのときも、石橋さんでしたよね、すぐ断ってしまった。検討するとかなんとか、いろんなことがあるというのに、せっかく私が提案しているのに、すぐ「考えておりません」というような答弁ですが、検討する余地はないですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

検討する余地がないということではなく、お米券という発想というのも考え方としては非常によろしい着眼点というふうには思われるわけですが、米については米相場がこれから備蓄米の放出でどう動いていくかというところはございますけれども、今のところの現状の中でというようなお話をさせていただきました。給付事業として先ほど応援券のお話がございましたけれども、応援券につきましては消費者の方、一般町民の方、また町内事業者の方双方にメリットのある事業ということで進めてきたところでしたので、お米券につきましては価格の変動であるとか、そういったところも鑑みながら、また臨時交付金の動きといったものも鑑みながら、検討する余地がないというようなことではございません。ただ、今現在では実施するような計画ではありませんというお答えでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 米だけでなく物価高で、ここ1年間で1万4,000もの品目の物価が上がっているということです。町民は、庶民は物価高で今は大変なところで、仮に地方創生臨時交付金がなくても、財政調整基金を取り崩しても、2,200世帯で例えば5,000円配ったとしても1,000万円か1,500万円でしょう。そのような考えというのは、財政調整基金というのは町長の権限だけでも、町長、こういうのはどのように考えますか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

お米券につきましては、今、担当課長のほうから話がありましたけども、小泉農林水産大臣になられて、早くも古古米、古古古米ですか、配布したという話がありました。あれをテレビで見ていると、購入の一番テレビに出ている部分というのは恐らくスーパーだとか、かなり都市部の部分が多いのかなと見ていました。言ってみれば、うちのほうの田舎のほうといいますか、都市部ではないところについては田んぼを持っている方、自分で作らなくても持っているとその上がりがあると、あるいは縁故米が結構あるというようなことが多いのかなというように思っています。お米券を配るとなれば全員に配るということになるかと思いますが、そうすると、持っている方が結構多いのではないのかなと。その中で、やはり違うものに使うことも考えられるのかなというような話を今、しているところでございまして、今回はお米券はやらないというような考え方でございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは後で話はしますが、全家庭に配っても1,000万円か1,500万円、子育て世帯、高齢者、低所得者、全部にやらなくても、こういう今までコロナだとかいろんなときには特別に配布していた家庭、全部とは言いませんが、しようがないな、課長も町長もやる気がないというんだから、考える余地がないかなということですが、後で言いますが、マラソン大会では1,000万円使っていますから。じゃあ、いいです。課長も町長もお米券の配布というのは今、考えていない、神崎町は農家が多いから、そんなに米の不足している家庭はないというような意見です。

それで、今度は農政のことに入ります。

石橋課長、このような米の状態ですから、今後は政府も米の生産調整を見直しだということで、減反から増産に入るべきだと私は思います。それで、これは国の政策ですが、神崎町として作付けがもう終わっています。そこで、今年の飼料米、あとは転作は大分減っているのでしょうか。全部が全部主食用の米ではないでしょうが、どのような状況なんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今現在、経営所得安定対策については、おおむねの計画書が上がってきているような段階です。確定ではございませんけれども現状ということで申し上げますと、飼料用米が約57ヘクタールで、加工用米が今年は今のところございませんので昨年と比

較してのところですが、昨年は飼料用米と加工用米を合わせて185ヘクタールございましたので、非常に大幅な飼料用米の作付けの減というような状態になっております。

また、麦、大豆についてなんですが、こちらについては1組合、確定値が出ていないところもあったんですけれども、おおむね例年どおりというような数字にはなっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、神崎町全体の耕地で今までどおりだということ、約3割は転作や飼料米になるわけなんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今まで神崎町では、減反の政策というのを非常に先進的に進めていたところございました。ただ今年に限って言いますと減反率は約3割というようなところではございますけれども、そちら割り込むぐらいの主食用米の作付けになってこようかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） こういう状況なので、今回農業委員が新しくなりましたよね。農業委員の役割として耕作放棄地を解消するというあれですが、耕作放棄地については、今までのところで、今年になって米がこういう状況だからといって作付けに入ったところはあるですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

耕作放棄地、新たな耕作放棄地、遊休農地の解消というものは現在ございません。ですが、計画して進めている農家さんがおいでではございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 耕作をきちっと、あと、ふるさと納税は昨日誰かやったからいいですが、学校給食米の8月までのお米は確保できているわけですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 質問にお答えいたします。

学校給食米につきましては、昨年の新米ができたときに確保しており、そのまま今

年度も問題なく確保できている状況でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） オーガニックビレッジ宣言というあれですが、昨日高橋さんがやらなかったから、これに関してのオーガニック米の作付けというのはどうなんですか。まだオーガニック米は認証になってないですが、今年は作付けできたのですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

オーガニック米、いわゆる J A S 認証の取得に向けてというような考え方で回答させていただきますと、3年3作の作付けが必要ということでして、それを同一圃場で行うというようなことが必要になってまいります。昨年、2つの法人が農薬、化学肥料を使用しない特別栽培米を作付けいただきましたけれども、1つの法人については同一圃場で今年も作付けを行っていただいておりますが、1つの法人は圃場の位置を変えたということで、今年も農薬、化学肥料を使用せずに作付けを行うわけですが、J A S 認証の有機の認定を取るには、そちらにつきましてはもう2年必要というような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 補正予算でオーガニック米の、これは今、一般質問が先になっちゃって議案審議が後になっていますが、これは一般審議の、一般会計補正予算でもありますが、今回のオーガニックによる、ちょっと待ってください。これは委託事業みたいですが、どのようなあれなんですか、オーガニックによるまちづくり事業、これは、まだいいや。

次に行きます。通告をしてないから、もう次に入るとなる。

次、関西万博・大阪万博、これは何だ、今、大阪万博ですか。いずれにしろ万博を今やっていることですが、今回の補正で27万円を追加したみたいですが、まず、どんな目的で、どのようなので公費を使って町の役場が何名行って、どのようなことをやって、何日泊まって、まず、取りあえずそれを開きます。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

大阪・関西万博でございますが、千葉県で8月27日から8月31日までの4日間をパ

ビリオンに出展するようなことになります。その中で、今回は千葉県として発酵をテーマにした催しを行いたいということで、神崎町のほうもブースの出展を行うというようになります。内容的なものにつきましては、神崎町の味噌を題材にしまして味噌の試食と、またその試食した味噌を合わせて冷や汁で現場で皆さんでオリジナルの調合で溶いて試食していただくというような内容と、また、こうじの試食ということで、神崎町には味噌を作るこうじと、お酒を作るこうじがございます。実は、同じこうじと言っても中にはぜる、外にはぜるということで内容の違うものでございます。そちらを食べ比べをしていただくというようなことで、うちのほうの神崎町の発酵の魅力を発信していくというような予定でございます。

人数的なところですけども、トータルで言いますと9名ということで、3名がこちらの4日間、前泊、後泊しますのでプラス2日間ということになりますが、こちらは3名がずっと大阪にいて、半分ずつ、3名ずつ大阪に3日ずつ、3日ずつというようなことで分けて行くというようなことで、延べ9名で対応するような予定でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ちょっと今の説明が3名で3日ずつ、3日ずつだから6日になるんですか、それとも、8月27日から4日間と言っていますが、これはちょっと今、のみ込めません。もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ブースの出展について、8月27日から8月30日ということで申し上げましたけれども、準備等の関係がございますので現地には8月26日に参ります。8月30日まで出展を行いますので8月31日に戻ってくるというようなことで、実際出展は4日間ですけども、準備、片づけ、戻ってくるというような工程を含めると6日間の派遣というような考え方になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） まず、その中で9名、この9名はまちづくり課ですか、これには町長も入っているんですか、教育長も入っているんですか。

それと、ブースは神崎町だけで4日間をテント、ブースじゃなくて細かいテントですが、パビリオンが大きいから、まさかパビリオンの中には入れないでしょうが、そ

ここに神崎の味噌、役場では味噌は作ってないよね。平甚さん、郡の鈴木味噌屋さんから買って、それを販売するわけなんですか。それとこうじも役場には、幾らお里さんが作っていても在庫はないでしょう。だから、業者から買っていく、業者の人は行かなくて、業者から買って、それを大阪万博で販売してと、そういう仕組みになっているわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、派遣する職員についてですけれども、当然これだけの人数はまちづくり課だけでは対応できません。主力はまちづくり課になるわけですが、各課から従事員というのを募って出展する予定でございます。町長もというようなことでしたが、町長は現場で働くということではなく、町長につきましては従事員とは別途で現場のほうに足を運ぶというような計画になっております。

また、もう一つ、味噌であるとかこうじについて出展するというふうに申し上げましたけれども、販売ではございません。魅力の発信ということで実施しますので、原料につきましては、町内の生産者の皆様から町のほうで購入をさせていただいて、現場で体験試食を行っていくというような計画になっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 大体分かりました。補正で27万円、私、当初で分からないけれども、これは9名、準備から、後片づけからといって6日間ということですので、9名で、全部これは公費で行くでしょうから、職員の自己負担は1割とか2割とかはないでしょうから全部公費で、観光はないわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

観光はないのかというようなご質問ですけれども、出展の時間というのが午前9時から午後9時までということで、本当に1日中働くような形になります。交代で休憩を取りながらということになりますが、観光するような余裕というのはほぼないのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 補正で27万円で、9名で6日間で全部で幾らでというので、全部これは公費で、個人負担はないでしょうという質問をしているんです。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

旅費につきましては、個人負担はございません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私、当初予算のあれが分からないから、補正で27万円でしょう、全部で合わせて幾らなんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

補正を合計して74万円の計算になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 9名で6日間もいるんだから74万円にはなるでしょう。これは公費で行くんだから、9名もの、それで観光はない、ずっとブースにいるわけなんですから、帰ってきたら町広報だね、これは町のあれだから、議会だよりには載らないけども、ある程度レポートで町民に知らせるように、このように万博で神崎町はやってきましたと、74万円かかったとかそんなのは言わなくたっていいですから。町長も行くわけだから、町長の動きも町広報には載っていますよね。ですから、町長の感想なんかも載せて、町広報に帰ってきたら載せるようなことはどうなんですか、これも駄目ですと言われるかもしれないけど。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

万博に出展するというのは非常に名誉なことでもあります。神崎町、発酵の里こうぎきですということでアピールするに当たっても非常に大切な取組だというふうに思いますので、取り組んだ内容、結果といったものは、広報等も含めまして町民の皆様にお知らせするとともに、内外に発信をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、町民の皆様によく報告してください。

実は、私はこの6月16、17、18日で大阪万博に行くんですよ。香取市の根本太左衛門議員と伊能敏雄議員と3人で行くわけで、あの人らは政務調査費は使えるんだけど今度は使わないという話ですが、神崎町の議員には政務調査費はありませんが、この

16日に先に行ってきますから、6月16、17、18日に行ってきます。帰ってきたら議会だよりに掲載しようと思っても、局長と広報委員長にストップを食らうと思いますが、先に行ってきますので、神崎はどこにブースを持つのか、いろいろ見てきます。3日目は京都の観光ですから、自費で行きますから、これは問題ありません。

以上です。

次、サシバについて。サシバは、私の住んでいる新地区で生息しているということで、一番最初に見つけたのは寺田本家の社長だが、毎日うちのほうの田んぼに来ていて、サシバがいるという、最初、私はサシバというのは分からなかったんです。それから、自然保護団体なのかな、というような人らがよく望遠鏡で毎日のように観察に来ているわけですよ。それが鷹の一種のサシバだということで、それでこの前の池田さんのほうに載っていたんだけど、町で何か講演会をやったみたいで、サシバに関しての説明、絶滅危惧種だということで、これは珍しい鳥だということですが、これには町が関係しているわけなんですか。それと、どういう内容だったんですか、池田さんの広報だけではちょっと分からないので、もし町が関係していたら説明してください。町が関係してなかったらいいんですが。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ただ今の講演会ということですが、『絶滅危惧種サシバから観る 神崎町の自然環境』ということで、今年の3月9日に町内の市民団体が主催して開催されました。町としては、後援の承認申請がございましたので承認しております。

内容的なところなんですけれども、岩手大学農学部講師など有識者3名による講演会ということで、当日はおおむね90名の参加がありまして、神崎町在住・在勤の方だけでなく、多古町や旭市、また農業に携わる方が、遠くからですと東京や名古屋からの方もおいでいただいたということで伺っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃ、町では誰もこの90名の中にはいなかったわけですか、ふれあいプラザをただ貸しただけなんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらにつきましては、私も講演会に参加をさせていただいています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしたら、課長、もう少しよく説明してくださいよ。サシバというのはこういうので、こういうのでということで、簡単に言わなくて、そこにいたならその状況と、サシバという鳥のことを説明してください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

サシバという鳥ですけれども、タカ科サシバ属というものに分類される鳥ということで、日本本土や中国北部、朝鮮半島で繁殖して、東南アジア等で冬を越す『鷹の渡り』を行う猛禽類ということです。以前は全国に生息していたということなんですけれども、生育の確認ができなくなった地域が増加したということで、2006年に環境省のレッドリストで絶滅危惧種、絶滅危惧Ⅱ類ということで指定されております。この鳥が山林の間から谷津田に住む、要は作付けされた田んぼに住む生物というものを獲物として狙うということから、良好な状態の山林と耕作されている水田に現れるということで、「豊かな里山の化身」というようにも言われている鳥ということでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 新地区には2か所の巣があるということですが、新地区は良好な森林とよい水田を持っているから、あと住み慣れ、そこへ住んでいるみたいですが、夏場に来て、今聞いたら冬は南方のほうへ行く渡り鳥だというあれです。これは珍しい鳥で、米沢小学校の飯島校長先生も学校から下りてきて、サシバがここにいるということで、なかなか普通の人には巣だとか、飛んでいるところも見えないですよ、見つけることはできない。貴重なあれで、カラスなら幾らでもいるんだけども。

自然保護の研究をしている人らがよく来るから、羽を広げるとちょうどカラスと同じくらいだというあれなんです、それとあとは、今、石橋さん、これがいるとカラスがいなくなるというわけだけでも、カラスはまだまだいっぱいいるわけなんです、この鳥が貴重で、豊かな森林だと言いますから、飯島校長先生が、私も一緒にサシバを見つけませんかと言うわけだけど、そのときは見つからなかったです。

皮肉なもので、その秋に三信建設が砂山を取って環境破壊、校長先生が「寶田さん、サシバがいなくなっちゃうから、この砂取りを何とか」と、私にそんなようなことでお話ししかけたんですが、皮肉なことで私の山を削っているわけなんです。サシバをやるか、砂山をやめさせるか、なかなか難しいなと思っていましたが、今の状況で砂

取りをやっているとサシバがいなくなっちゃうよというあれですが、サシバという鳥は貴重で大事にしたほうがよいわけですか、課長の考えで、この前講演やった人の先生の話では、保護種として大事に人間がやらないので絶滅危惧種になってしまうのですか、その辺をお聞きします。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

絶滅危惧種ということに指定されておりますので、貴重な鳥というのは間違いないかなというふうに思うんですが、渡ってくる中で作付けのされている水の張った田んぼの周りにある山林に生息しやすいと、渡ってきやすいということですので「豊かな里山の化身」と申し上げましたけれども、この鳥がいるということで農村環境が良好だというふうに認識します。この鳥そのものが大切かどうかというよりも、その環境をつくっている現状というものが大切なかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 鷹の一種の鳥を大事にするか、砂取り業者にしてもそれが必要だからやるわけなんです、なかなかその辺の判断は難しいですね。

次に、教育長、私はよく分からないんだけど、親が海外で仕事をしていて一時的に帰国する、そうした場合にその子供も一緒に帰ってくる、それでまた海外へ行ってしまふ、日本人で。それで、その子供を一時的に米沢小学校や神崎小学校、神崎中学校で預かっているような状況なんです、これはサマースクール、ウインタースクールとかと言いますが、どういう状況なんです。それで、授業料だとか給食費、あとは部活だとかそのようなことは、まず、授業料、給食費、そんなのはどうなんです、教育長。教育長ではないのか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 質問にお答えしたいと思います。教育長ということでしたけど、一応私のほうから概要を説明させていただきたいと思います。

寶田議員さんのおっしゃっている内容は、多分体験入学のことかと存じ上げます。一時的な対応といたしまして、各小中学校へ体験入学ができる仕組みがございます。あくまでも体験入学でありますので、日本に居住しているというのは条件としておりません。ご家庭の希望に沿って各学校への一時的な体験の入学をしていただいております。体験入学する場合は通常の入学ではありませんので、学校給食の負担や学校で起きた事故等について保護者が責任を負うことなどを条件としまして、一時的な体験

入学をしております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 体験入学ということですか。私は臨時転校生というように書いていたから、現実的にそれはあるわけでしょう、神崎小、米沢小にもそういう生徒が年間に何人か。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

体験入学をした人数になりますけれども、令和5年度は5人、令和6年度につきましては4人の利用者がございました。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 年間にそんなに、4人も5人もいるわけなんですか。それは日本人学校で海外で学んでいるんでしょうから、4年生は4年生、3年生は3年生の中に入るわけですか、外国との、それとあと学力、体験入学だけでも、学力でいろいろ差がついちゃっているんじゃないですかね、同じように勉強しているのではなくて、それを入れちゃって1か月、2か月やっても勉強にはついていけるわけなんですかね、教育長。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えいたします。

体験入学というのは、基本的には国の制度はできていません。ですので体験入学という形なんです、ほとんどの子が日本人です。それで、日本人学校へ行っているか、現地校に行っているか、それは様々です。体験ですから1日という子もいれば、10日という子もいます。

学力については、国としてやっているものも違うので、教科書の給付をもちろんありません。ですから、体験をしていただくということです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それでは、学力の差というのもあれだし、教科書もないというんだから、ただ教室にいただけなんですよね、今の話を聞いた場合には、体験入学だということ。

今度、逆に今、ウクライナだ、中東だで戦争が起きている、その避難民も日本には

結構ウクライナからも来ていますよね、それが日本人学校の中にも入っている、こういうのも体験入学というわけですか、それも希望があれば受けるほかはないわけなんですか、体験入学というのは。まず、同じ日本人、避難民はまた別個にして、避難民については次に質問しますが、希望があれば、教科書も何もなく、それでも受けるほかはないわけですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） あくまでも体験入学ということですので、これは先ほど言ったように国の制度はできていませんので、学校は断ることもできます。例えば修学旅行のときに体験したいとか、卒業式のときに来たいとか、あるいは学校が、今教員が休んでいたりとか、あまり受入れとしての状況が整っていないという場合には、当然お断りすることもできます。ただ外国籍の子供については、世界人権規約に基づいて、就学義務はないけど、就学を希望する者については受け入れるというのが今の日本の義務教育の制度でございますので、それに基づいていくと体験入学も可能な限り受け入れるという方向であります。

もう少し付け加えると、市町村によって体験入学というふうなことで認めている市町村と、体験入学ではなくて編入学、あくまでも入学だよという制度でやっている市もあります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 文部科学省がどうこうと決めているわけではなくて、各市町村でそれは決めるというわけ。今度、先にちょっとお話ししましたが避難民、ウクライナ、よく来ているよね、それは日本人学校にもいますよね。そういうのも、これは文部科学省がやらなくても、その自治体に申込みがあった場合には受けるほかはないわけですか、それとも断ることもできるんですか。よくウクライナの子供が日本人学校に来ているというような、避難で来ている場合が例えば神崎にもあった場合、これは同じ日本人で、だから体験入学は受けるけども、今度、避難民の場合なんかはどうなんですか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えします。

仮定の話ですので、確実に私がお答えできるかどうかは別ですけど、例えば東北の大震災があったりしたときには、受入れ可能な場合には受け入れるような方向でという指示はございますので、そういったものがあつたら、なるべくそこに沿うようにな

るのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。そういう生徒が米沢小、神崎小にいるということですから、これはどういう扱いで取っているのかなということですので、それでお聞きしたわけです。

次は、町長、町長車を替えたね、アルファードに。ようやく替えた、私は早く替える、替えろと何回も議会では言っていましたが、町長は質素儉約で、今までのエスティマを我慢に我慢をして、とうとう潰れるまで乗ったみたいですが、まず、書いてあるようにエスティマはもう駄目になったんでしょうが、それを替えた理由と車種、車種は今、アルファードと言っちゃったな。あと値段、幾らぐらいだったんですか、あと替えた時期。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

以前の町長車ですが、ご存じのとおりエスティマハイブリッドを使用しておりました。14年が経過いたしまして、エンジンがかからなくなる事象等故障が続きまして、安全上、乗り続けるのはいかななものかということで買換えということになりました。

車種ですが、今、出ておりますけどもトヨタのアルファードの黒、環境に配慮した2,400ccのハイブリッド車になっております。

金額については、今回は購入ではなくてリースということになっております。5年リースで総額で493万8,000円、これを60回で支払うような形で計画しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） リースですか。リースというのは5年で約500万円支払うということだから年100万円ずつを払って、それで多分アルファードだったら750万円くらいはするでしょうが、大体年100万円の償却として、これで5年で終わったら買い取るよと、リースというのはちょっと私は分かりませんが、どのような、それは返すのですか、また新しいアルファードに乗り換えるのですか、リースのことを説明してください。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

リース契約にも幾つかあると思うんですが、今回の契約については、5年経過後返

却という形で契約になっています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 5年たったらまた町長は新車に乗れるわけだからね、却ってそのほうがいいのかもしいね。エスティマは14年も乗っていたので、年100万円の償却として5年で今度また新しいアルファードを借りるということですが、私は乗せてもらう機会がないけれども、町長、もう1か月ぐらいたっていますが、町長、議長は乗っているでしょうが、私は当分乗せてもらえませんが、乗り心地はどうですか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

今回、故障が続いて、いつエンジンがかからなくなるかなということを心配ということで交換をさせていただきました。あのエスティマと同型のものがあればいいんですけどなかったということで、一般的にはほかの市町村でも持っている黒い車ということで今回導入させていただきました。

乗り心地は、また今度、チャンスは絶対あると思いますので、寶田さんがじかに味わっていただければ非常にいいのかなというふうに思います。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町長車ですので普通の議員、平議員では乗れない、議長にならなきゃ乗れないから、私はなかなか難しいなと思います。

それで、ようやく他町村の首長らと行き会うときも、「おう、神崎は車が新しくなったな」と、今まではエスティマで何年も、早く町長が替えれば、お金はまだそんな、700万円くらいは町にあるんだけどもと思っていたんですが、今度、堂々として県庁へ町長は行けますね。

巡回バス、私は去年、区長会長として巡回バスの委員会委員になったわけです。そのときに、そのときの担当者が椿さんでしたね、もう限界だという話だったんですが、距離数とかいろんな問題で、巡回バスに関してはどうなんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

現在の循環バス「きらきら号」ですけれども、令和3年度に運用を開始しております、令和7年4月末現在で約25万キロメートルの走行距離となっております。年間の走行距離は6万キロメートルを超えておりますので、今年度末には30万キロメー

ルを超える見込みとなっております。循環バスについては、年末年始を除いて毎日運行しておりますので車両の消耗も激しい状況というふうに思いますので、令和8年度には車両を更新したいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 来年度中には替えるということですよ。

それともう一つ、これはハイエースというのが、年代物のハイエースが2台あるというのを聞いていて、町長もエスティマでは何回も出張して、故障だとかなんとかで大変だったんだけど、この年代物のハイエース、教育委員会に1台と総務課に1台あるというのも、その辺ももう買換えが必要ではないですか。役場の公用車が途中でエンコしてしまったのではみっともないからと思いますが、巡回バスに関しても毎日運行しているけども、ハイエース2台はもうどのくらいたっていて、何キロぐらいだ、それはともかく、買換えの時期が来ているわけではないですか。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お話のありましたハイエース2台ですが、手元に資料がないので年数については分からないんですけども、相当の年数はたっております。小さいほうのハイエースも先日エアコンが効かなくなりまして、修繕したところです。ただエンジン、足回り等はまだ丈夫ですので、もうしばらく使うような予定でおります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 買換えの時期だとか、その目安は総務課で大体見るわけですか。それと、役場には何台の車があって、その維持費、年間はどのように見ていくか、買換えはどのようにやっているか、その辺は分かりませんか、通告してないかな。公用車についての通告をしてあるんだから。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

明確に何年過ぎたらという規定はないんですが、税金で言うと、通常13年過ぎたら高くなるということで、老朽化も進んでくると考えますと、ある程度の年数では交換する必要が生じてくると思います。

公用車は、町長車と違いまして遠くに行ったりだとかはまれとなりますので、それ以外の公用車については、現状、調子が悪くならない限りは継続して乗ると考えてお

ります。ただ、全体の計画の中で順次古い車から、年式の古い車から買い換えるということは行っておりますので、順番が来たら買い換えるということを行っております。以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 役場には今、町長車を含めて、水道事業でも、水道事業はまた別個になっていますが、何台ぐらいの車があるわけなんですか。その年間の維持費は総務課が全部見ているんですからどのくらいなのか、タブレットがあるから分かるでしょう。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

一般会計で管理をしております公用車であります。19台になります。令和7年度の当初予算で、公用車管理事業といたしまして498万4,000円、約500万円を計上しております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 19台で500万円ですね、分かりました。

次へ行きます。町長、神崎町は、毎月の広報を見てもあれですが、出生よりも亡くなる人が多いですね。それで、どんどんどんどん人口は自然減なんです。そこで、私は同じ町内でも葬式にはぽつぽつ顔を出す、大体町長は全葬式には出ているなどというような気がします。

そこで、町長がいないときでも弔電が、葬儀屋さんが「ここで弔電を拝読します」というときに、必ず「神崎町長 椿等」ということで弔電が来ている、私が神崎町で葬儀に出たときには大体全部来ています。これは神崎町の全世帯で、神崎町は単純的に2,200所帯ですね。それで、葬儀があった場合には、「神崎町長 椿等」ということで弔電を全部出しているわけですか。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

町長名で葬儀に弔電、外部を通じて弔電を送ることはしておりません。町に死亡届が受理された際にお悔やみのメッセージということで、こういったものを用意しております。窓口で届出をされた方にはお悔やみのメッセージということで、町長名のメッセージをお渡ししている状況です。ですので、神崎の窓口に来た方に対してはこの

メッセージをお渡ししておりますが、まれに町外の市町村に届出される方もおります。その場合にはこれは手渡せませんので、手元には届いてないという状況になるかと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、電報でなくて、電報というのはN T Tから出るわけなんですよ。それではなくて、町に死亡届が来たときに、そのときに書いたものをお渡しするという、だから弔電ではないんだよね。だけれども、葬儀の流れに乗って、「ここで弔電が来ていますので拝読します」というわけで、そのときには弔電と言って「神崎町長 椿等」の名前でやっている、出していますが、だから書いたやつは、死亡届を出しに来た人には全部出しているわけですか。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

窓口に来た方に対しては全てお渡ししております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 葬儀屋さんにちょっと聞いたんですが、弔電といっても電報で来なくて、ただ書いたのを出してくる人もいる、それも弔電として扱っちゃっているとは言いますが、それにはお金がかからないからね、書いたのを「これが弔電だぞ」と、N T Tからであればお金がかかるけれども。ですから、窓口でその紙で書いたのを出していたから、お金は一銭もかからないですか、要はN T Tから出したわけでないから、お金は一つもかかってないですね、確認。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

これは町で作っていますので製作費はかかっておりますが、そういった手数料関係はかかっておりません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 「神崎町長 椿等」として町で書いて出しても、それは選挙違反にはならないわけですか。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 弔電、祝電につきましては財産上の利益の供与に当たら

ないため、公職選法上は禁止されておられません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 香典や新盆見舞い、これは私も、町長ではないけども、議員は一応公職選挙法になっていますが、大した問題ではないけども、香典、新盆見舞いなんかは、公職選挙法でなっている人は、これは選挙違反にはならないわけですか、もし持っていった場合、香典と新盆見舞い。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

公職選挙法上、そういった寄附は基本的には禁止項目となっておりますが、例外がありまして、本人が出向いて渡す香典等については例外となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。私は大したあれじゃないけども、町長のクラスになってくると本当に弔電も全部に出していたら違反にならないのかなとは、そのように思ったわけですが、それではお金もかかっていないんだし、町が書いたのを出していたというわけですか。それを電報扱いに葬儀屋さんは受け取ったというわけですか、じゃ、町長、これは問題ないね、違反にもならないから。

次は最後、マラソン大会。ちょっと天気が心配されましたが、当日は天気でよかったですね。

まず、ゆっくり一つずついきます。協賛金は予算どおり集まりましたか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

協賛金につきましては、予算額90万円に対しまして162万2,000円集まりました。予算を大幅に超えております。発酵マラソンの知名度も上がりまして、理解者も増えてきたために協賛金も増えてきたものと思われまます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 協賛金は、予算90万円ではなかったじゃないですか。それはともかくとして、決算はまだ出ていませんが、協賛金はこんなに、まだ200万円は出ないなと思っていましたが。ちょっとすいません。大体昨年並みですか、協賛金も。参加費は幾らぐらいですか、参加費。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

参加費のほうはもう既に徴収しておりますけれども、まだ決算のほうができておりませんので、今、手持ちの資料としては用意できておりません。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） すいません。まず、神崎中学校の中学生、これは登校日にして、しかも走った人には参加費を徴収したということですが、これは過去4回全部そうですが、走らない人にはボランティアでいろいろ協力してもらったということですが、これを登校日にしていて、それで参加費も徴収するのはどうかなと私は思いますが、町民の声もこれはあります。それで、中学生の参加費は1人幾らですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

中学生の参加費につきましては、2キロメートルに参加する場合は1,000円の参加費になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 中学生は何人走りましたか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

中学生だけの人数ということでは把握しておりませんが、2キロメートルにつきましては全部で383名が今回走っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 中学生は分からないけど、383名というのは神崎町の人が走ったということですか、この383名というのは何ですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

お答えしました383名というのは、町外も含めて全部で383名ということになります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 神崎町だけの中学生の走った人数はちょっと分からない、

分かりませんか。では、いいです。

中学生から1,000円の参加費もらって、藍染めTシャツといろんなものを返して、また違うものを走った人には返したでしょう、Tシャツだけだったんですか。それで、お金にして大体幾らぐらいなんですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

中学生で競技のほうに参加された方につきましては藍染めのTシャツはお渡ししております。藍染めTシャツにつきましては、製作費等を含めまして1,000円よりは上回っております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 1,000円よりは上回っているということですか。走らなかった人も中学生は登校日にしていて、中学生全部に藍染のTシャツを配ったんですか、走らなかった人にも。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

中学生につきましては、参加された方にのみ藍染めのTシャツのほうを渡しております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 走った人だけに渡して、走らなかった人にはやらなかったということですか。でもね、中学生を登校日にして、そして走る人は藍染めのTシャツはもらったと、そういうことを家族が私に話しして、神崎町の中学生に対しては、参加費はどうか無料でいいのではないかなというような声が出ました。

それは分かったとして、町内で何名くらい走りましたか、これは通告してあるわけですが。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

全体で当日は2,108名走りましたが、そのうち町内の参加者については183名となります。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） やっぱり1割弱ですね。2,412名エントリー、走ったのが2,108名、約300名が棄権だけでも、走らなかった人からも参加費はもうもらっちゃったんですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

参加費につきましてはエントリーした際に徴収しておりますので、当日走らなかった方についても先に集金をしております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。2,108名が実際走ったということですが、これは私の家のことですが、うちの孫が走って、下の子が小学1年生だからというわけで、うちのせがれが伴走で走ったんですよ。そういうのも、登録していなくて走っちゃっていいのかなと私は思ったんですが、そういう子供の面倒を見るために伴走で走った人も何人かいたと言いますが、そんなのはチェックができなかったんですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

伴走につきましては、1.5キロメートルに出られる方については1人につき1名は認めております。実際に何名が伴走で走ったかというのは把握しておりません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） マラソン大会は、私も議員をやっているから町の実際イベント、町がやることには、議員をやっているときには必ず私も出席するようにしますが、走るのはもう70過ぎたとき、第1回目のときなら走るあれがあったんだけど、70過ぎてからはちょっと無理だなというわけですが、孫に「走らないか」と言われたけれども、登録もしてないし、伴走は認められないかなということだったから私は走らなかったんです。

それはいいとして、教育長にこれは聞きます。中学校に登校日にして振替休日になりましたよね、これは町のほうから中学校に要請したわけでしょう。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 登校日にするとかしいというのは学校長の権限ですので、教育委員会からこうしろ、ああしろという言い方はしていません。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、神崎中の校長の判断でやったということですよ、今の教育長の答弁では。日曜日を登校日にして月曜日を休みにする、年間の授業のカリキュラムですか、1日6時間でしょう、5時間ではない、6時間だな、その穴埋めはどのように学校現場はやるわけですか。年間でカリキュラムを組んでいるわけじゃないですか、1日休んだときに。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えをします。

中学生の総授業数は1,015時間です。1週間に換算すると、実質大体四十二、三週あるわけです。標準時数というのは35週で計算していますので、そこで若干の余裕といたしましょうか、年間で時数を出しますので、その分は穴埋めではなくてトータルとして考えて、1,015プラス学校行事等が予定数を上回るように教育課程を組んでいます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かった。余裕を持って授業数を組んでいる、だから台風だとかいろんなところで休校になる場合も、その辺を予期してやっているから、このマラソン大会での振替休日では学校の授業には支障ないということですね、答弁は。

これは全員があれでしょうが、学校の校長の判断で登校日にしたということですから関係ないみたいですが、これは問題ではないかなと思います。小学校の2つは、これは登校日ではないわけなんです、これは学校の校長の判断で登校日にはしなかったんでしょ、それを確認で聞きます。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 先ほどお答えしたとおりでございますが、中学校は恐らく応援することというのも郷土愛とかふるさとを思う心とか、RUNNETの感想を見ますと、走ったランナーが相当中学生の応援がよかったと、また来年も来てくださいと、心にしみたと、そういうような感想があって、子供たちの自尊感情も大変高まるんですね。マラソン大会で走ることだけが参加ではなくて、応援する、また今年は藍染めTシャツを半分以上、中学校が総合的な学習の時間で作製をしました。そういうところで自尊感情が高まるというのは教育効果が大きいということで、校長が判断しているというふうに思っています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この話はこれで終わりにしますが、1,000円を参加費で取って、1,000円以上のTシャツを返していると、それはそれで分かりました。

あと、これは町長が担当者だけでも、ゲストランナーは猫ひろしさんですか、なかなか漫才もやって、開会式から何から楽しませていますが、毎年猫ひろしさんですよ。まだまだ、これは町長の考えですがマラソンをやりますが、ほかのゲストランナーも、猫ひろしさんでなくて、例えば増田明美さんだとか、高橋尚子さんなんかに替えるようなことはないわけですか、毎年だから。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

来年度のゲストランナーについてはまだ決まっておられませんけれども、猫ひろしさんにつきましては、毎回大会を盛り上げていただけたということで3年連続ゲストランナーとしてお迎えをしております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 来年のゲストランナーは替えたほうがいいかなと、毎年盛り上げてもらっているから、答弁はそれでいいけども、私は代わり映えしたほうがいいのではないかなというあれですが、ゲストランナーの費用は幾らだったんですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

ゲストランナーの費用につきましては、予算として50万円を確保しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 50万円か。増田明美さんや高橋尚子さんだったらネームバリューがあるから、その倍くらいになっちゃうかな。でも、そうするとまた参加費も、参加する人も多いかも分かりませんが、それはそれでまた来年考えてください。

6月号の広報を見たんですよ。全部で走ったのが2,100人で、神崎町で183名。優勝者、広報「こうざき」で見た場合、10キロメートルでは高柳議長が入賞しているかと思ったんだけど、神崎町で入賞者は誰一人もいない、183名も駆けて。もうちょっと神崎町の町内にマラソン熱、多分優秀な選手がいるとは思いますが、全部門で一つもないですよ、神崎町の表彰者が。10キロメートルで議長がいるかなと思って期待していたんですが、これを見た場合にはあれです。もう少し町内の参加者も増えるようにしたほうがよいとは思いますが、それはそれなりにあれですが。

それで、町長の行政報告では各テント、各ブースは全部売れたようなんですが、何店舗ぐらい出ていたんですか。それと、商工会の焼きそば800は完売しましたが、在庫は町長は全部売れちゃったというんですが、それはみんな町内の人がテントの中に出て、それで販売していたわけですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 答えいたします。

当日は発酵関係の体験ブースが4か所、あと食事関係のブース等が約10店舗ほど出ております。毎年出て、協力していただいているブースになりますけれども、今年は初出店として、流山のほうからも白みりんミュージアムということで出店のほうをいただいております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 交通規制には、今回はさほど苦情がなかったわけですか。

私は駆けなかったんだけど、ずっとこの町内を歩いて町民の声だとかいろいろ聞きながら、マラソン大会はどうかなというので歩いていましたが、交通規制に対して苦情はありませんでしたか。

それと、今年は1時間、12時で交通規制を終わりにしましたよね。それで、三楽のマスターと話していたんですが、「いや、今年は1時間交通規制が早かった、12時には規制が解けたんです」と言うから、営業にはそんなに差し支えないような話もしていきまして、マラソンに来る人は、今、ブースでは全部売れたような話ですが、蔵まつりに来たお客は、結構神崎の飲食店に入ってご飯を食べていくみたいですが、マラソンのときには交通規制は食らうし、来た人も2,000人も来ているんだけど、ご飯を食べて行く人が少ないんだよなと、でも今年は早く交通規制が解除されましたからと、そう言って三楽のマスターは私に話をしかけてきました。

それはそれとして、交通規制での苦情はありませんでしたか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 答えいたします。

今年は交通規制の時間、寶田議員さんがおっしゃったとおり昨年よりも1時間以上短縮しております。種目の実施順序としまして、今まで10キロメートルをスタートした後に、そのレースが終わった後にハーフマラソンということで実施しておりましたけれども、今年はハーフマラソンを先に実施しまして、その後、レースが一緒になるような形にはなりますけれども、その後に20キロメートルを実施いたしまして、交通

規制にかかる時間を1時間短縮して実施いたしました。その効果のほうもありまして、地元の皆様に迷惑をかける時間も減らせたのではないかと考えております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 道の駅の売上げはどうでしたか、マラソン大会の当日は。売上げは分からなくてもいい、客の入りはどうでしたか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

おかげさまで、非常に大変混雑していたということで伺っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 道の駅はマラソン大会で売上げが上がったなと思います、その結果を聞いた限りは。

ボランティアは、最終的には何名くらいのボランティアに出てもらいましたか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

ボランティアにつきましては、確認できている人数といたしましては332名で、実際にはそれ以上、ボランティアとしていろいろ関わっていただいている方もいらっしゃいますので、もう少し人数のほうは多いかと思えます。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 332名、これは1,000円のＱＵＯカードでお礼を出しているよね、1,000円だけのお礼ですよ。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

町のほうで把握しているボランティアの方につきましては、マラソン大会実行委員会の費用の中から、1人当たり1,000円のＱＵＯカードをお渡ししております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） まだ決算はできないが、一般会計からの持ち出しは、今回は多いのではないかなと思う。昨年は500万円でしたが、県の550万円の、県からの補助金があって500万円だったんですが、その500万円は、だから1,000万円は出るんじ

やないかなとは思いますが、決算はできないけど、その辺の予想としては去年の県からの550万円は町から大体同じようにやったんだから、500万円はもう上乗せで出でしょう。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

決算のほうにつきましては、まだ出そろっておりませんので分かりませんが、予算としましては第3回大会が600万円、今回の第4回大会につきましては550万円の予算となっております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは決算が出ないから分からないけども、去年の県の補助金分は一般会計から出すほかないなというような気がします。

そこで、町長、これが最後ですが、マラソン大会は本当にこれだけの、2,000人もの神崎の発酵の里を駆け抜ける、私はよく思うんですが、ほかの小江戸マラソン大会、八街のピーナツマラソン、あとは富里のスイカマラソンですか、いろいろな名目を使って、神崎は発酵マラソンで出していますが、深くは決算を見ませんが、協賛金が神崎は少ないのではないかなというような気がします、ほかの地域から見て。小江戸マラソンは市からそんなに出なくて、協賛金で結構賄っているというようなことを聞きます。はっきりした決算は分かりませんが、神崎の場合には協賛金、いわゆる寄附金もう少し増えないかなというような気がします。

そこで、クラウドファンディングとして今、よくインターネットでやって寄附をやるわけなんです。こういうのはどうなんですか、町長、クラウドファンディング。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

クラウドファンディングの使われている一般的な状況を考えてみますと、何かをやるために施設を造るとか、何かの物を買うとかという状況はあると思いますが、ずっと続く運営費をクラウドファンディングで確保していくというのではちょっと違うのかなというふうに思っていますので、クラウドファンディングはちょっと使いにくいのかなというふうに思います。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これで一般質問を終わりにしますが、これは町長、質問ではありませんが、来年香取神宮が式年神幸祭なんですよ。それで、要は寄附金集めで、

町長が神崎町の本部長なんですよ、奉賛会の。私はその総代なんです、実質私と神崎の池田さんがやるわけなんです、今、寄附金集めが本当に大変だということで、香取神宮の役員会では私も常にこのクラウドファンディング、一般からいろんなことでやったらどうだということでよく意見を出しているわけなんです。本当にこの寄附金集めというのは大変なんです。

これで一般質問を終わります。この6月定例会が終了したら、我々議員も、町長も任期4年の折り返し地点になります。大原議員は、公約はまだ半分で道半ばと話して、愛宕山の道路整備には一丁目一番地の気構えでやるようです。いずれにしろ8月には議会構成も変わり、残された2年間、町長、全ては町のため、全ては町民のため、まちづくりのために頑張りましょう。

以上で終わり。

○議長（高柳 智君） 以上で、10番 實田久元議員の質問を終わります。

ここで休憩します。議場の時計で15時15分まで休憩といたします。

（午後2時57分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後3時15分）

◎日程第2 報告第1号

○議長（高柳 智君） 日程第2 報告第1号 継続費繰越計算書についての報告を求めます。

報告書を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 以上で、日程第2 報告第1号 継続費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第3 報告第2号

○議長（高柳 智君） 日程第3 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

報告書を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 以上で、日程第3 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので承認を求めるものであります。

改正の主な内容については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、町税条例文中の項の変更が生じ、また、地方税法等の一部を改正する法律での軽自動車税種別割の標準税率区分改正に伴い、総排気量0.125リットル以下かつ最高出力が4キロワット以下について年額2,000円を加え、さらに身体障害者等に対する種別割の減免についてマイナ免許証の運用開始に伴い減免申請時に提示義務を整備した改正となっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） 失礼いたしました。提案理由の説明の前に議案朗読が抜けていました。

今より朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

（午後3時27分）

○議長（高柳 智君） 失礼いたしました。会議を再開いたします。

（午後3時29分）

◎日程第5 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第5 議案第2号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、神崎町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容については、公示送達についてインターネットを用いる方法で閲覧可能な状態を取るようすることや、所得控除について特定親族特別控除額を追加、それに伴う公的年金等受給者の扶養親族等の町民税申告義務の発生、さらに加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例が新設された内容となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第2号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第6 議案第3号 神崎町教育の日を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町教育の日条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、「教育の町こうざき」として、先人の築かれた教育の町としての伝統を守り、育てながら、道義と秩序を基調とする健全な町づくりを目指すとともに、昭和56年制定の神崎町町民憲章を再認識し、神崎町の教育の日を定めることにより、児童生徒の学力向上や幼児から高齢者までもが学べる芸術文化や体力向上に向けた生涯学習を学校、家庭、地域、そして行政が一体となって取り組み、町民の教育への意識を高めることを目的とし、本条例を制定したく提案いたします。

町村合併70周年を機に、11月1日を教育の日とし、11月を教育月間として、学校では校内研究やミニ集会、フリー参観などを、社会教育では家庭教育や人権学習などを教育月間である11月に計画することで、少しずつ教育の日が町民に浸透していければと考えております。

先人の努力により香取地区で神崎町がいち早く小学校が創立されました。神崎町は教育の町ということを町民の皆様に關心と理解を深めていただくとともに、ふるさと神崎に誇りを持つ子供たちを育むためにも本条例を制定いたしたく、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 教育長にお聞きします。全協で浅野総務課長がちらっとこう言ったんですよ、教育の日を制定する、教育長の発案と言ったのを、テープは取っていないけど私の耳に残っていました、教育長の発案だと。町長の提案理由にもありました、よいことですよ、近隣の市町村に先駆けて教育の日を制定した。教育長の発案だということを、それをちょっと聞きたい。

それと、「教育の町こうざき」というのは、これ何を指しているわけなんですか。

「教育の町こうざき」、町長も何回も今、提案理由でも言いました。この2点。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えいたします。

私の発案というよりも、みんなで考えたものでございます。

2つ目の「教育の町こうざき」というのはなぜ言うのかということ、先ほど提案理由にもありましたけども、明治6年5月5日、香取地区でいち早く神崎小学校が開校しました。佐原小学校が同じ年の5月30日ですので香取地区では一番早く、前の年、明治5年に学制が發布されて、全国に学校をつくりましょうと。その僅か1年もたたないうちに、都市部からこれだけ離れた神崎町がこの地区で一番早く学校ができた。その当時の記録を見ますと、この町は先人の方々が教育の重要性に気づいて、当時は明治の初めですから、生活は相当苦しかったと思います。その中で大枚をはたいてこのように教育は未来をつくる仕事だということで築かれたということで、この地区で一番早くできたということで、町民は「神崎は教育に關心がある教育の町だ」というふうに変えられたそうです。そういったところから、今も脈々と教育に力を入れる町ということで「教育の町」ということでうたっているというふうに思っています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 確かに「教育の町こうざき」、私の祖母は対岸の橋向という地区、そこには豊島小学校というのがあったわけなんです、当時は渡船で渡って神崎の小学校、神崎小は神崎育英小学校、育英がついたわけですよ。育英というのを

パソコンで調べれば分かりますが、米沢にはその育英小学校、米沢育英小学校というのが育英として、育英高校もあるでしょう。育英の意味をお願いします。パソコンで調べればすぐ分かることです。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 私も今、それを持ち合わせておりませんので、今ここではお答えできません。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） 先ほど町長から、学校、家庭、地域、行政一体となった生涯学習というお話があったんですけども、これが本日承認された場合には今年の11月が教育月間ということになるわけですけど、ここに書かれているふさわしい事業というのはどういったものを今予定されているのか、教えていただきたいなと思います。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

教育の日が制定された場合に、教育月間ということで11月にいろいろ、ほかの月にやっていたもの等も含めまして実施したいと考えております。学校教育につきましては読書活動の強化月間、また体力づくりの強化月間、特別支援教育の充実といったような内容を考えております。

また、以前は町民運動会等で実施しておりましたけれどもスポーツ功労賞の受賞者に授与する、また併せて文化功労者についても同様に功労者の方に受章を伝達できればと考えております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 第1条に学校教育及び社会教育の振興と書いてありますが、具体的に社会教育の振興というのはどんなことをイメージすればよろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

社会教育につきましては、まだ具体的な内容等は決まっておりませんが、今回議案が承認されればいろいろ、学校教育と同様に11月に実施のほうをしたいと考えております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 教育長、どうでしょうか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えいたします。

社会教育では今、子供たちに、例えばウイークエンドスクールですとか、それから高齢者のなんじゃもんじゃ教室、今年は社会教育主事も入りましたのでその辺のところを、ともするとマンネリ化していたので充実させながら、やがてはこれもシンポジウム等で教育の日というのは教育をみんなで考えて、この先どうしていこうかということを考えていくきっかけにしたいというふうに思っておりますので、社会教育ではまずそういうところを充実させたいと思っています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 神崎町の教育の日というふうな形なんです、これは学校教育にとどまらず、町民全員が学校教育及び社会教育の振興に対して理解を深めていくという日だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えいたします。

この教育の日の制定については、全国の退職校長会が中心になって平成8年から、例えばこどもの日は子供の健全育成をみんなで願っていこうという思いの下に、教育も、一度教育をみんなで、学校だけじゃなくて地域、町民みんなで考えていこうと、それがスタートになっております。11月1日にしたのは、都道府県教育委員会がその日に発足したというようなことで、もともと文部科学省も11月1日から7日までを教育文化週間としておりますし、千葉県も学力向上月間としておりますので、もともと充実の秋、芸術の秋、学習の秋というようなことで季節的にも一番よいということでこの辺にということで、改めてこれを設定したから新しいことをやるというよりも、今までこの時期に結構やってきておりますので、それをもう一度見直ししながらみんなで考えていこうという趣旨でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） 本町を愛し……。

○議長（高柳 智君） 鈴木議員、登壇をお願いします。

○7 番（鈴木 節子君） 登壇にするんですか。そっちへ行くの。

本町を愛し、ふるさとに誇りを持ついわゆる郷土愛は、一人一人が心の中に思えばよいことであって、わざわざ教育の日や教育月間を設け、みんなで何か一斉にやったり、行事を入れたりすれば、それは押しつけになってしまいます。ですから、私は反対いたします。

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 賛成討論です。

今日にちを決める形で強制してはならぬというふうなご意見だったんですが、むしろきちっとその日を設けてそこで意識を高めていくと、町民が、全体が考えて、そして教育に関するありようをきちっと考え、またシンポジウムあるいはいろんな機会に実際にこの町の教育の在り方を考える日でもありますので、そういった意味でこの議案に対して私は賛成です。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第3号 神崎町教育の日を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第7 議案第4号 令和7年度神崎町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 令和7年度神崎町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億720万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金では、総務費国庫補助金として、地方創生臨時交付金1,900万3,000円を計上いたしました。

19款、繰入金では、財政調整基金より288万5,000円、公共施設整備基金から4,043万3,000円の繰入れを行います。

21款、諸収入では、雑入としてスポーツ振興くじ助成金1,600万円を計上いたしました。

22款、町債では、小学校体育館空調設備設置事業債8,010万円を計上いたします。

歳出の主なものは、2款、総務費では、財政会計管理費においてキャッシュレス決済導入に係る委託料等259万円を計上いたしました。

3款、民生費では、定額減税補足給付金支給事業として、令和6年度の調整給付金に不足が生じた方を対象に追加で給付金を支給するため1,195万1,000円を計上いたします。

4款、衛生費では、省エネ家電製品普及促進事業として、省エネ家電への買換え補助を行うため505万2,000円を計上いたします。

7款、商工費では、発酵×オーガニックによるまちづくり事業として、まちづくりプロジェクト支援業務委託料1,100万円を計上いたします。

10款、教育費では、小学校施設改修事業として、町内小学校2校の体育館に空調設備を設置するため8,019万円を計上いたしました。また、町民野球場の防球ネットとダッグアウトの改修工事として合計5,643万3,000円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 歳出で総務費、3款、財政会計管理費の委託料、セミセルフPOSレジセット、この内容を詳しく教えてください。

それと3款、民生費、定額減税補足給付金支給事業、これの補足で支給される方の対象人数と割合を教えてください。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうから財政会計管理事業についてお答えいたします。

キャッシュレスのサービスの導入事業であります。DX推進の一環としまして公金収納のキャッシュレス化を導入するものであり、出納室にコンビニ等にあるセルフレジを1台導入する予定であります。また、そのほかに町民課、教育委員会の窓口マルチ決済端末等の導入を予定しております。利用できるキャッシュサービスですが、クレジットカード払い、QRコード払い、電子マネー等の多額の支払い方法ができるように予定しております。

なお、財源といたしましては、新しい地方経済生活環境創生交付金のデジタル実装型の採択を受けておりますので、事業費の2分の1を国庫補助金として歳入予算に計上しております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） 続きまして、定額減税の補足給付金についてお答え申し上げます。

まず、人数ですが、人数は550人を見込んでおります。この人数ですけれども、国の示した係数等によってはじいたものでございます。今、町・県民税の普通徴収の賦課の作業を実施しておりますので、正確な人数につきましては今月の中旬頃に把握できるんじゃないかなというふうに認識しております。

そして1,000万円の割合なんですけれども、この調整給付金は、皆様ご承知のとおり1人所得税では3万円というような、扶養も含めてという制度になっております。今回の1,000万円ですが、神崎町の人口5,600人を基に計算しますと、全体の減税額に對しまして約6割になると見込んでおります。

以上です。

失礼しました。6割ではなくて6％になります。

○9番（高橋 正剛君） 6％ね。

○町民課長（大野 和義君） はい。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 小学校の体育館の空調設備事業についてですが、私は、夏の体育授業と災害避難所に使うためにも学校体育館へのエアコンが必要だということで、去年の3月議会、今年の3月議会の一般質問で要望しましたが、思ったより早く実現の運びとなりそうで、よかったと思いました。しかし、前に質問したときには1校で1億円くらいかかるので難しいという答弁でした。今回は2校で8,000万円ですが、これは断熱処理の工事をしないということなのでその分安くなっているんだと思いますが、これで冷暖房効果などは十分なのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

ただ今、鈴木議員のほうからお話のありましたとおり、今回の工事につきましては、断熱の費用については含まれておりません。断熱の処理をするようになるとその分経費がかかりますし、体育館というあれだけの大空間を冷やすということでもありますとかなり時間もかかりますので、現在使用しております大型の扇風機等も併用して実施するような形で考えております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 今回、空調関連で8,010万円を支出する形になりますが、地方債から捻出するという考え方をお持ちのようですが、なぜそうしたのか。

また、地方債は借金という理解もあるので、元利償還金は実際幾らを想定しているのか教えてください。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

今回、起債のほうは、緊急防災・減災対策事業債という名前の起債をする予定であります。この起債を利用する理由であります、充当率100%というのは8,010万円全額借りられるという点と、交付税措置が70%ある、後に70%は交付税で返ってくるといような計算になりますので非常に有利な起債ということで、こういった財源を選択したわけであります。

また、返済、元利償還金ですけれども、利率につきましては借入れのときの利率になりますのでまだはっきりしたことは申し上げられませんが、令和6年度の借入れは大

体1.7%前後でやっておりました。同等の金利になるようであれば、1.7%だと130万円ぐらいが利息というような形になるのかなと思います。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほかに。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） まずは、省エネ家電のところなんですけども、ここは家電が限定されるのかということと、あと補助率、あとは順番ですね、申請順からこれは受け取れるのかということと、あとは観光費のところの発酵×オーガニックまちづくりプロジェクトと銘打ってありますけども、ここのプロジェクトのメンバーはどういうメンバーで構成されるというのを考えているのか。コンサルティング会社が入るというのはお聞きしておりますけども、少しこのプロジェクトメンバーについても教えていただきたいなというところです。

あと、学校管理費のところ、今回神崎小学校の補正を組んでいますけども、これは何の備品購入なのかを教えていただきたいなと思っています。

○議長（高柳 智君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） それでは、省エネ家電につきましてご回答申し上げます。

まず、家電の品目なんですけれども、今のところエアコン及び冷蔵庫を対象にしたいと思っておりますが、需要等を聞きますと、ほかの市町で行っておるほかの他品目も検討しながらルール決めをしていきたいと思っております。

それで、補助率につきましては、対象経費は本体購入費や設置費、工事費、あと買換えが目的ですのでリサイクル料などを含めたものに対しての3分の1で、予算的には上限を5万円として予算編成をしております。

また申請ですが、予算額が限られておりますので、基本的には申請順ということで対応していきたいと思っております。極力この目的を町民の皆さんにご理解いただいて、なるべく多くの方に利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらの発酵×オーガニックによるまちづくりの関係のメンバーというようなことなんですけれども、詳細なメンバーにつきましては業務が動いてからということにはなりますが、現在想定しているところの中では道の駅、また関連してくる農業者、道の駅に出品等されている生産者といった方、また一般の方も含めて幅広く協議を行ってい

くようになろうかと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 私のほうからは、学校管理事業の神崎小学校の備品についてお答えしたいと思います。

今回補正予算に計上させていただいたものにつきましては、神崎小学校にあります牛乳保冷庫になります。牛乳保冷庫の調子が悪くなっておりまして、運転時に異音や温度調整が不安定な状況が続いておりまして、メーカーの修理等も試みましたがけれども、製造から20年以上たっておりまして部品の交換ができないということで、今回補正予算に計上させていただいております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） この冷蔵庫は最近壊れたという認識でよろしいですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

冷蔵庫のほうが壊れたのは最近、5月頃です。まだ最近になります。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） じゃあ、現在は、牛乳はどう冷蔵しているんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 現在、不安定な状況ではありますけれどもどうにか動いている、ぎりぎり動いている状況ということでありますので、そのまま使用しております。どうしても具合が悪いときにはほかに移すような措置、給食センターも近くにございますので、それで対応のほうをしております。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 9ページの下から2番目、河川管理事業、デジタル水位センサーとありますが、これは神崎町に何か所くらいあるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

今回補正に関しましては、当初予算で取っておりますデジタル水位センサー設置委託料に、雨量計をさらに追加するものでございます。今回の補正分につきましては雨

量計の増加ということで、現在まだデジタル水位センサー及び雨量計等は、今後これから契約して設置になります。

水位センサーにつきましては、町内3か所にあります樋管の内側、外側それぞれ2か所ずつ、計6か所、雨量計につきましては、そのうちの1か所に設置する予定となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 商工費で委託料、まちづくりプロジェクト支援業務委託料1,100万円とあるんですが、この詳細を教えてくださいと、これだけの事業が、なぜ当初予算ではなく6月の補正で入ってきたのかということを説明してください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらの事業でございますが、6月補正ということで上げさせていただいたことですけれども、現在、石破政権のほうで地方創生2.0の柱ということで創生しました第2世代交付金に申請して採択になったということで、今回6月議会に上げさせていただいたものでございます。

その内容でありますけれども、千葉県一小さな町の発酵×オーガニックによりまちづくり推進計画の策定ということで、町の現状分析、課題の整理、ブランドコンセプト、短期・中期・長期の戦略、ロードマップの作成をしたいと考えております。

また、合併70周年記念というようなところと連携したところで道の駅商品の磨き上げであるとか、今度新しく発酵市場等も建築していくところになりますが、そちらも含めて売場づくりの支援、アドバイスの業務というようなところ。また、本町に観光協会がございません。多古町のまちづくり機構といった形を参考とした組織の設立を見据えた協議会の発足の支援というようなことで、以上3点の内容で発酵×オーガニックを使った町のブランディングに係るコンサルティング業務を、公募型プロポーザルで募集をかけたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

6番 荒井議員。

○6番（荒井 葉一君） 私も何度か質問いたしました町民グラウンドの、これはネットの改修なんですけど、バックネットと、あと網のネットも改修する予定なんですか。

それと、ダッグアウトは以前入ってなかったんですけど今回入っていただき、これに関してはお礼申し上げます。その辺をちょっと聞きたいんですけど。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

今回補正予算に計上させていただいた分につきましては、防球ネットとバックネットが入ります。ダッグアウトにつきましては、防球ネットの施工にも関わっていますので一緒に施工したほうがよいということで、かなりダッグアウトのほうもさび等、経年劣化等が進んでおりますので、一緒に今回計上させていただいた次第でございます。

以上となります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） まず、エアコンから、小学校の体育館のエアコン。これは鈴木節子議員もお話ししていましたが、もう何回か鈴木節子議員が話をされていて、その当時は現実性が、鈴木節子議員はよくこの質問するなと思ったんだけど、意外に早くこれが現実的になった、鈴木節子議員の手柄ですよ。神崎町民や、神崎民報には私の手柄になるでしょうが。

これのまず質問は、8,000万円の事業、まず、なぜこれは当初になかったのか。それで、起債でやるということですから、交付税措置が出るから町の金はないということですが、まず、当初で何で8,000万円という大きなのが出なかったのか。6月になってから、こういう起債で交付税で埋められるからというので6月のこの議会に提案したのか、この8,000万円というのを。

それと、3回しかできないからまとめてやります。これも荒井さんと重複しますが、これも荒井さんが一生懸命今まで何回もやった野球場、スポーツ振興くじ助成が1,600万円、これが来たから、これもだからなぜ5,600万円の補正で今やるのか。それで、あと足りない4,000万円は繰入れたから財調を取るわけですか、この2点です。

もう一つは、私の一般質問で地方創生臨時交付金でお米券を出さないかと言ったら、神崎では現実的でないと町長と石橋課長に門前払いを食らって、簡単に蹴飛ばされてしまった。1,900万円もこれに入っているでしょう、これは支出は何が入っているんですか、この3点、聞きます。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

体育館の空調設備につきましては、当初、令和8年度の実施を予定しておりまして、令和9年度から使えるようにということで実施計画のほうでは計画しておりますけれども、他の市町村で実施のほうが今年度進んでおりまして、そちらの状況を見ますと機器の調達にも大分苦労しているということで、早めに実施をしないとどんどん実施のほうが遅れていくのではないかとということで再度検討した結果、早めに機器のほうも調達できるように予算のほうを組んで実施したほうがいいということで、今回提案のほうをさせていただいた次第です。

また、野球場につきましては、以前からスポーツ振興くじの助成金のほうを申請していたわけなんですけれども、4月になりまして内定のほうが下りまして財源のめどが立ったということで、今回、6月の議会に提案させていただいた次第になります。

以上となります。

○10番（寶田 久元君） 繰入金の4,000万円。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

野球場の繰入金の4,000万円ではありますが、公共施設整備基金からの繰入れということになります。

続けて、先ほどの臨時財政対策債の1,900万円の内訳のほうを回答させていただきます。こちらの定額減税補足給付金支給事業に関しましては、全額地方創生臨時交付金で入ってくるようになっておりますので、1,195万1,000円は計上してあります。また、推奨メニューといたしまして省エネ家電促進事業で505万2,000円、また当初予算で予算化しました家庭用防犯カメラ事業に200万円、合計いたしまして1,900万円を地方創生臨時交付金として歳入に計上しております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 池上さん、今、地方創生臨時交付金の内訳をやりましたが、これはひもつき、県のほうから来る前に、これとこれに使いなさいよという今説明したんで、ひもつきと言ってはなんだけれども、お米券には使えないのかという、それ。

それと、堀越さん、野球場も、小学校の2つの体育館のエアコンも、設計は大丈夫ですか、設計でまた予算オーバーしませんか。設計会社で、ちゃんとこの予算内でできるようにするわけですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

設計につきましては、実際に施工していた業者等ともいろいろデータ等も勘案しまして、設計のほうはしております。そちらについては問題ないものと考えております。

○議長（高柳 智君） 池上総務担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、地方創生臨時交付金の、国から使い方が決められている交付金は2種類ありまして、給付金定額減税一体支援枠というのがございまして、そちらにつきましては国から使い方が決められているものがあります。今回、定額減税補足給付金のほうに全額充当いたします。

また、使い方を地方自治体で決められるメニューとして推奨メニューというのがございます。そちらにつきましてはお米券にも使える、使い方としては可能かなとは思いますが、今回、地方創生臨時交付金2,600万円が内示として来ております。推奨メニューとして自由に使えるお金が約2,600万円来ております。そのうち省エネ家電に500万円、防犯カメラに200万円、残りの2,000万円弱につきましては、昨日も回答いたしました各課から今回該当になる事業を照会したところ、保育所のLED化、福祉施設への補助金、また光熱水費や給食賄い材料費の物価高騰分等への充当ということで予定をしております。お米券の配布につきましては、地方創生臨時交付金の財源として今回来た額がちょっと少なかったのかなというように考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） お米券にも使えるは使えるみたいですが、しょうがない、町長と課長がそれは現実的でないということですので、何回もだとあれなので、これでもう終わりにします。諦め切れないから何回も話ししましたが。

あとは、堀越さん、これも設計のことですが、まちづくり課では前回設計ミスで超過、超過、超過になって、今、堀越さんは設計は大丈夫ですから、予算内で収まると言いましたが、ちゃんとした設計会社に頼んだんでしょう。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

設計につきましては、業者のほうに設計のほうは委託はしておりませんが、職員のほうで設計のほうをいたしております。

以上となります。

○10番（寶田 久元君） 職員が設計しているのか。4回目になっちゃう、駄目、じゃあ、やらない。職員が、まあ、いいや、しょうがない。

○議長（高柳 智君） ほかに。

9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 今の小学校のエアコンですが、職員が設計したという今の答弁でしたが、職員の設計で電機的设计はできるんですか、エアコンの設計、要は電機ですわね、その設計ができるって、それで間違いないという保証があるんですか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 答えいたします。

電機の知識につきましては、職員だけでは若干不足している部分もありますので、電機をふだん管理しているところの管理会社のほうに相談しながら設計のほうをいたしております。

以上となります。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 私のほうから補足させていただきます。

今回の電気工事ですが、設計のほうは行っておりません。仕様書という形で機器等はできますので、それと部材費等で仕様書という形で見積もっておりますので、設計はしておりません。訂正いたします。

以上です。

○10 番（寶田 久元君） 議長、私は体育館と野球場も一緒に聞いたから3回目、野球場に関しての設計だと、説明。それは言っているんだから、私は、だからそれは。

○議長（高柳 智君） そうですね。

堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 答えいたします。

野球場につきましても、当初設計をした設計資料、設計図書に基づきまして、そちらを基に設計のほう、設計といいますか、しております。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第4号 令和7年度神崎町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第8 議案第5号 神崎町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

大野町民課長は退出してください。

（大野和義町民課長退出）

○議長（高柳 智君） 議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 神崎町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するために設置するものであります。

本案は、前町民課長の澤田達也氏の後任として、千葉県香取郡神崎町武田802番地、大野和義氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により選任の同意を求めるものであります。

大野氏は、町民課長として町税務行政を担っており、行政経験豊富で固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 固定資産評価員の条件としては、調べてみますと町の住民であること、町への納税義務を有する人、そして3番目に固定資産の評価について学識経験を有する者であること。多くの場合、多くの自治体では税理士あるいは弁護士、

建築士などが評価員として選任されているようですが、大野さんの場合、税務に係るところの経歴を見ますと、14年から町民課も入れますと3年程度の経験というふうに理解しますが、適任ということで考えてよろしいのか、私としてはちょっと難しいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

固定資産評価員ということで、提案理由にもありましたとおり、固定資産を適正に評価し等となっております。大野氏につきましては、過去に税務課の経験、賦課徴収を行っております。また、現在町民課長ということで近隣市町の担当課の者、また県といったところから情報を収集しておりますので、そういった知識は十分得られる立場にあると思います。また、3年に一度評価替えというのをを行うわけですが、その際には標準宅地の鑑定評価ということで専門家に委託し、価格を決定しております。それを基に町のほうで価格を決定しておりますので、大野氏については適正だと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8 議案第5号 神崎町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

大野町民課長は入室してください。

（大野和義町民課長入室）

◎日程第9 請願第1号及び日程第10 請願第2号の上程、説明、採決

○議長（高柳 智君） 日程第9 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関

する意見書」採択に関する請願書と、日程第10 請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書は関連がありますので、一括議題といたします。

紹介議員は登壇し、請願の趣旨説明をしてください。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） （請願第1号朗読）

今回の請願の概要は、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生じ、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあることから、制度の堅持を求めるものであります。

議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（請願第2号朗読）

今回の請願の概要は、子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するため、教育環境の整備を一層進める必要があることから、2026年度の教育予算の拡充を要望するものです。

議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、内容を報告しました。

○議長（高柳 智君） お諮りいたします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

日程第10 請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

◎追加日程第1 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 追加日程第1 議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、道の駅改修土木工事、舗装工事に係るもので、予定価格が5,000万円を超えたことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 大体は全協で説明を受けましたが、駐車場の舗装も全部やり直しだということです。今の道の駅の駐車場はだんだん下がってこうなっています、平ではなくて。これは舗装を直してもあのままの下り坂のような感じでの仕上がりになるわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

排水勾配の関係で必要なため傾斜がついておりますので、あの傾斜が伸びていってというような形になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 今回の契約も2億円を超える大きな金額となっております。少し前に右岸工事の件、あと道の駅の工事の件で見積りが甘かったというような話で補正を組んで対応していますが、今回、この工事がまた見積りが甘いというようなことがないようにしていただきたいし、そこで何か工夫された、努力されたこと、失敗という言い方はおかしいですけども、そういう補正を組むようなことがないように何か新しい手だてを講じたというものがあれば教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

道の駅の現在行っている造成工事というのは、かなり特殊な工事も含まれていたところがございます。今回の工事に関してですけれども、設計した事業者、そして積算をした事業者、別の事業者に委託をしております。二重のチェックといいますか、同じ内容をもう一度洗い直しながら積算というものを行っていただいておりますので、精度のほうはかなり高くなっているものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 2億1,780万円の資金の調達の内訳を教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、国庫金、社会資本整備総合交付金で57.2%が国庫金となります。残額の90%を公共事業等債で起債を行いまして、起債の額が8,380万円、このうちの20%が交付税措置されるということになりますので、額面的には1,680万円が交付税措置というような内訳になります。また、その残額につきましては、N A Aさんと協議をさせていただくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 今回の契約の相手なんですけども、畔蒜工務店となっております。この工務店は以前、神崎町の公共事業に携わったことがあるんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

神崎町の公共工事では初の受注になろうかと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 初めてということなんですけども、こんな言い方、私が正しいかどうか分かりませんが、この畔蒜工務店という工務店さんなんですけども、評価というか、信頼度というのはどうなんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

一般競争入札におきまして、今回、町の出しております総合点の1,000点以上というA判定以上のハードルを、こちらの事業者につきましてはクリアしております。また、同種工事というものを実績として資料添付をいただいておりますので、施工するに当たっては十分な事業者であるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 契約者の相手が畔蒜工務店になっていますが、地元の業者とかそういうのを協力店として使っていただけるようなことはあるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

下請の事業者につきまして、町のほう、発注者からこちらの事業者にというような指示というものは、するようなものではございません。ですので、こちらの受注された事業者の方が下請が必要ということであれば、事業者さんの判断におきましてこちらに協議が上がってくるというような形になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

6番 荒井議員。

○6番（荒井 葉一君） この畔蒜工務店なんですけど、これは通常で言うと工務店がこういう土木関係のことをされるのか。

それと、入札のほうは何社の入札があった、それと最高額はどのぐらいの入札金額だか教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

工務店という名前は会社の商号、社名ですので、土木で1,000点以上の総合評価点数を持っているということですので、名前は工務店ですが土木の実績というのも十二分にある事業者さんでございます。

また、一般競争入札にかけましたけれども、入札に最終的に参加いただきましたのは3社ということです。

最高額の入札の額ですが、恐れ入ります、詳細な額は手元にございませんが、税抜3億円というような額面が挙がっていたかと思われまします。挙がっていたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今回の道の駅改修で総予算、石橋課長、17億円という概算で今まで言っていますが、この2億1,000万円で、今現在何億円ぐらいかかっていますか。

○議長（高柳 智君） 暫時休憩いたします。

（午後4時40分）

○議長（高柳 智君） 再開いたします。

（午後4時46分）

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらの今回の議案に上がっております2億1,780万円、こちらも含めて契約済みの金額が6億8,300万円になります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1 議案第6号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（高柳 智君） 追加日程第2 発議案第1号 神崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者は登壇して、発議案の朗読と説明を行ってください。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） （発議案第1号朗読）

○議長（高柳 智君） お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第2 発議案第1号 神崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本会議は、追加議案等の都合により午後5時30分まで延長します。

暫時休憩いたします。

（午後4時55分）

○議長（高柳 智君） 再開いたします。

（午後4時58分）

○議長（高柳 智君） お諮りします。休憩中に、池田孝幸議員ほか4名から、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3から第4として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第3から第4として直ちに

議題といたします。

日程及び発議案を配付させます。

(日程および発議案の配付)

○議長（高柳 智君） 配付漏れはございませんか。

◎追加日程第3 発議案第2号及び追加日程第4 発議案第3号の上程、説明、採決

○議長（高柳 智君） 追加日程第3 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び追加日程第4 発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書については、関連がありますので、一括議題といたします。提案者は登壇して、発議案の説明を行ってください。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） (発議案第2号及び発議案第3号朗読)

○議長（高柳 智君） お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第3 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（高柳 智君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。
会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、令和7年第2回神崎町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後5時03分）